

臨空第 2 公園基本計画

令和 6 年 1 0 月

豊山町

目次

第1章 計画の背景・目的	1
1. 整備の背景・目的.....	1
2. 基本計画策定の流れ.....	1
3. 本計画の位置づけ.....	2
4. 避難所の必要性.....	2
(1) 避難所の整備対象エリア.....	2
(2) 避難所の収容人数.....	3
5. 計画地の概要.....	4
6. 3つの基本コンセプト及び基本方向.....	5
第2章 臨空第2公園の役割・機能	6
1. 災害時の役割・機能.....	6
(1) 災害時の役割.....	6
(2) 災害時の機能.....	7
2. 平常時の役割・機能.....	12
(1) 平常時の役割.....	12
(2) 平常時の機能.....	12
第3章 アリーナの施設計画	15
1. 導入機能の考え方.....	15
(1) アリーナ機能.....	15
(2) その他の機能.....	15
2. 諸室規模・利用用途.....	15
(1) 避難所としてのアリーナ.....	15
(2) その他.....	18
(3) 諸室の機能・規模のまとめ.....	20
3. 各諸室の機能相関.....	21
(1) 機能相関の考え方.....	21
(2) 機能相関図.....	22
第4章 賑わい施設の施設計画	23
1. 導入機能の考え方.....	23
2. 諸室規模・利用用途.....	24
(1) 賑わい施設.....	24
(2) その他.....	24
(3) 諸室の機能・規模のまとめ.....	25
第5章 付帯施設・設備の計画	26
1. 付帯施設の計画.....	26
(1) 屋根付き回廊.....	26
(2) 屋外トイレ.....	26
(3) 駐車場.....	26
(4) 駐輪場.....	27

(5) 交通結節点.....	27
2. 付帯設備の計画.....	28
第6章 施設配置・外部動線計画.....	30
1. アリーナ・賑わい施設の配置・動線.....	30
(1) 配置・動線の考え方.....	30
(2) 配置案.....	31
2. 交通結節点の配置・動線.....	32
(1) 配置・動線の考え方.....	32
(2) 配置案.....	32
第7章 臨空第2公園の整備イメージ.....	34
第8章 臨空第2公園の整備手法.....	36
1. 一般的な公共施設の整備手法について.....	36
2. 臨空第2公園の整備手法について.....	37
第9章 整備スケジュール.....	38
参考資料.....	39
1. アリーナの整備に関する町民アンケート結果.....	39
2. 豊山町臨空第2公園整備検討会議.....	40
(1) 概要.....	40
(2) 設置要綱.....	40
(3) 委員名簿.....	41
(4) スケジュール及び議題.....	42
(5) 検討会議における意見の概要.....	42

第1章 計画の背景・目的

1. 整備の背景・目的

今後予想される南海トラフ地震などによる地震災害、近年における台風の大型化、豪雨の局地化・集中化による風水害などの発生が危惧されていることから、防災に対する新たな備えが求められています。令和6年1月1日には能登半島地震が甚大な被害をもたらし、防災の必要性が再認識されました。

このような背景を踏まえ、豊山町（以下、本町という。）では愛知県が整備する基幹的広域防災拠点にあわせて、町内の避難施設が不足する地域の防災能力向上のための避難所を整備するとともに、新たな賑わい創出を図る臨空第2公園整備等事業（以下、本事業という。）を実施することとしました。

本事業においては、愛知県防災公園や神明公園（臨空公園）と連携した憩いの空間の創出とスポーツやレクリエーション機能の強化、地元商工農業の発展、多世代交流の促進、公共交通の充実などを目指しています。

2. 基本計画策定の流れ

本町は、施設の基本理念や整備の目的、機能を検討・整理し、施設の規模や施設配置などの概略、施設の考え方の骨格を定めた豊山町避難所・賑わい施設基本コンセプト（案）（以下、基本コンセプト（案）という。）を令和5年3月に公表しました。

臨空第2公園基本計画（案）（以下、本計画という。）は、基本コンセプト（案）を骨格に、本事業実現のための検討結果を肉付けして策定したものです。

本計画の策定に当たっては、学識経験者、関係団体の代表者、町民（公募）などで構成される豊山町臨空第2公園整備検討会議（以下、検討会議という。）を計4回開催し、避難所機能を持つアリーナや新たな賑わいなどを創出する施設に必要な機能、利活用方法などについて検討しました。

本計画策定後は、臨空第2公園の設計・建設を行い、供用開始する流れとなります。

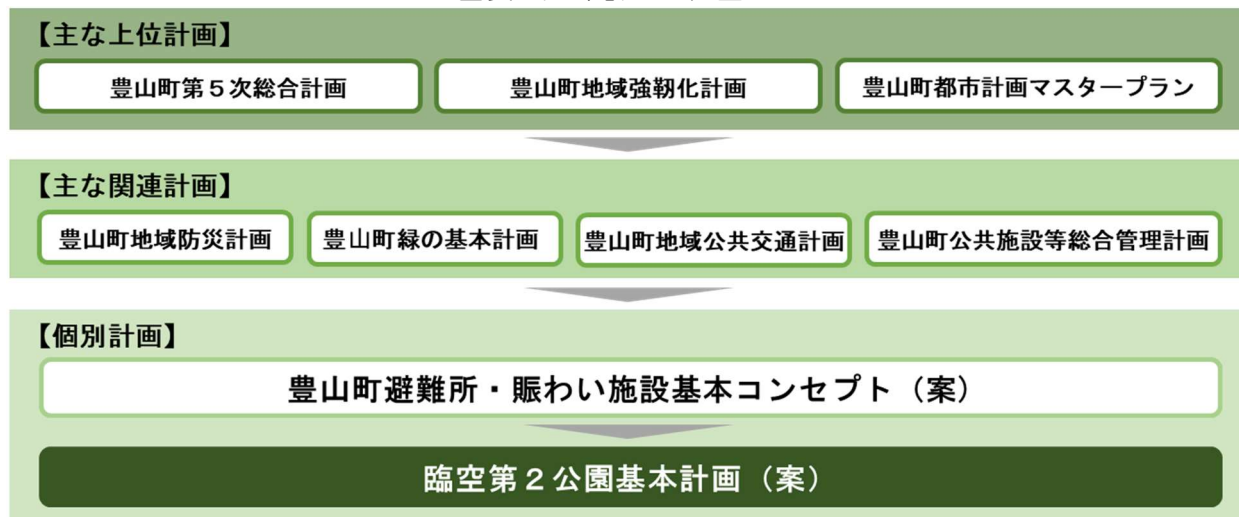
図表 1.1 計画策定の流れ



3. 本計画の位置づけ

本計画は、基本コンセプト（案）及び本町の上位関連計画などと整合を図りつつ、臨空第2公園の整備計画を示すものとして位置づけます。

図表 1.2 本計画の位置づけ

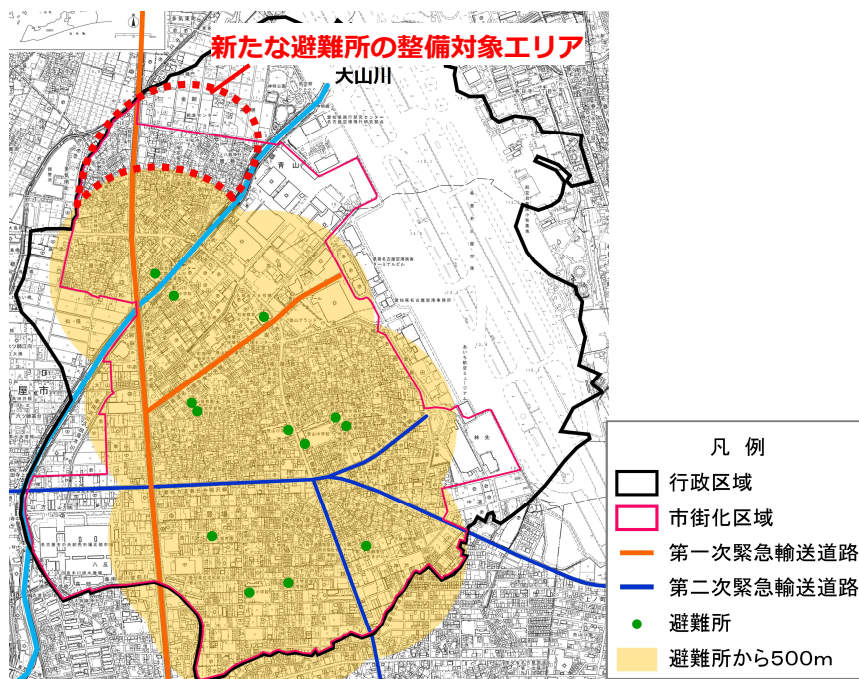


4. 避難所の必要性

（1） 避難所の整備対象エリア

豊山町都市計画マスタープランにおいては、都市防災の整備方針として「災害発生時に備え、徒歩圏域（500m）に避難所が不足する地域に避難所となる施設の整備」を推進することとしています。しかし、本町における避難所（下図、緑色の丸）及び避難所からの徒歩圏域500m圏（下図、黄色着色の範囲）をみると、大山川北側の中稲、上西、上東地区の一部（下図、赤点線の区域）が避難所からの徒歩圏域に含まれておらず、避難所が不足している状況です。そのため、大山川以北に新たな避難所を整備します。

図表 1.3 新たな避難所の整備対象エリア

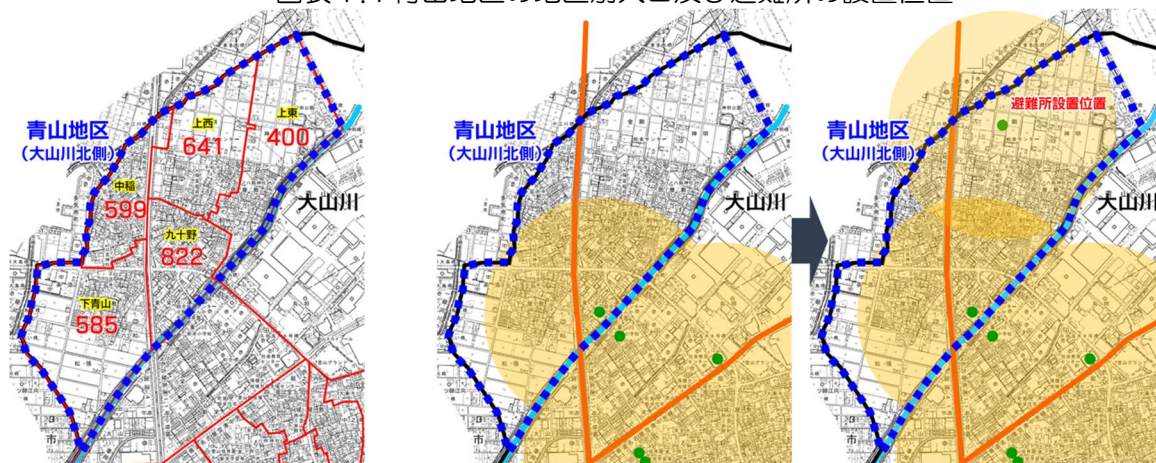


(2) 避難所の収容人数

新たな避難所の想定収容人数は、避難を想定する地区の人口に対する避難所の充足度などにより設定します。

大山川北側の既存の指定避難所は「総合福祉センター北館さざんか」のみとなっています。河川を渡る避難は、橋に避難者が集中することや橋の損壊などによってスムーズで安全な避難経路が確保されない恐れがあるため、大山川北側の青山地区の住民は新たな避難所に避難されると想定し、同地区の人口を基に、想定収容人数を算出します。

図表 1.4 青山地区の地区別人口及び避難所の設置位置



図表 1.5 現状の指定避難所想定収容人数と充足率

	豊場地区 (大山川南側)	青山地区 (大山川北側)	合計
人口※1	12,824 人	3,047 人	15,871 人
現状の指定避難所 想定収容人数※2	4,330 人	300 人※3	4,630 人
現状の充足率	34%	10%	29%

※1 人口：令和5年4月1日時点 豊山町統計資料集より

※2 避難所想定収容人数：豊山町地域防災計画 資料編 指定避難場所一覧より

※3 総合福祉センター北館さざんかの想定収容人数

青山地区の人口は 3,047 人であるところ、現状では、大山川北側の既存の指定避難所は「総合福祉センター北館さざんか」のみで、想定収容人数は 300 人ととどまるため、充足率も 10% にとどまっています。これを豊場地区（大山川南側）と同水準（34%）の充足率とするためには、指定避難所で約 1,000 人を収容できるようにする必要があります。

したがって、「総合福祉センター北館さざんか」の不足分として、新たに 700 人分の避難所が必要となります。

新たな避難所の 想定収容人数は 700 人と設定 します。

5. 計画地の概要

本事業における計画地の概要は以下のとおりです。

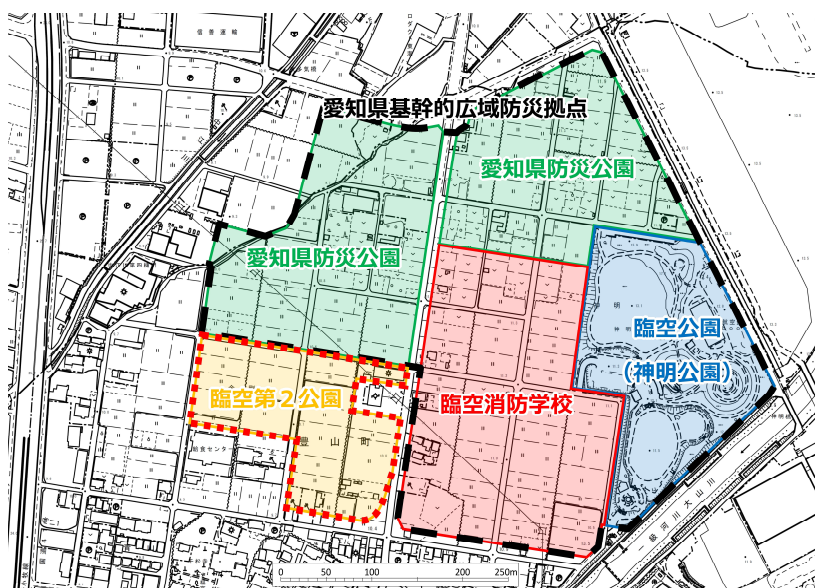
図表 1.6 計画地の概要

項目	概要	
所在地	西春日井郡豊山町大字青山字金剛地内	
面積	約 2.9ha	
法的土地 利用規制	都市計画法	名古屋都市計画区域 市街化調整区域
	特定都市河川浸水被害対策法	特定都市河川流域（新川流域）

図表 1.7 計画地位置図



図表 1.8 計画地位置図（詳細）



6. 3つの基本コンセプト及び基本方向

本計画では、基本コンセプト（案）で定めた3つの基本コンセプト及び基本方向を踏襲します。

基本コンセプト① 災害時の安心を守る

被災した地域住民の安心安全を確保するために必要となる防災機能の強化

【基本方向】

- ・災害時に700人の避難者を収容できる施設
- ・電気、水道などが遮断されても機能する施設
- ・豊山町の災害対応力の強化
- ・消防学校と連携した日常的な防災訓練・学習の実施

基本コンセプト② 暮らしの憩いと潤いを高める

町民・来場者の暮らしを豊かにする場として、スポーツ機能、健康増進機能、憩いと交流機能を提供

【基本方向】

- ・スポーツ、健康増進機能の提供
- ・施設利用者の交流と居心地の良さを提供する施設
- ・子どもから高齢者まで多世代が楽しめる施設
- ・公共交通の充実

基本コンセプト③ まちの魅力を発信する

豊山町の新たなまちの魅力創出のための都市機能整備と、県営名古屋空港をはじめとする町の資源との相乗効果を生みだす魅力発信

【基本方向】

- ・町民、地域事業者、JAなどと連携したアンテナショップなどの展開
- ・愛知県防災公園及び神明公園と一体となり様々な大会・イベントが開催できる空間と施設整備
- ・カフェなどの飲食施設の整備

第2章 臨空第2公園の役割・機能

本章では、「第1章 計画の背景・目的」を踏まえて、臨空第2公園における災害時及び平常時の役割・機能を以下のとおり整理しています。

1. 災害時の役割・機能

臨空第2公園は、災害の発生の恐れのあるときには指定緊急避難場所として一時的に避難者を受け入れる役割を担います。アリーナにおいては、災害発生時に一定期間、避難者が生活する指定避難所としての役割を担います。

これらの施設においては、地域住民の安心安全を確保する場所として、緊急時の一時的な避難の場所や自宅での生活が困難となった被災者の拠り所となります。また、支援物資の受け入れや供給を行う物資拠点としての機能も備えます。

東日本大震災では、避難所における「生活の質」に課題が生じ、水や食料、トイレの不足、暖房の不足、狭い空間での生活を強いられるなど、多くの避難者が良好な避難生活を送ることができませんでした。また、熊本地震では「余震への不安」、「避難所の問題（人が多く落ち着かないなど）」の理由により、車中泊避難者が多く発生しました。

それらの状況を踏まえて、臨空第2公園における災害時の役割と機能を以下に示します。

（１） 災害時の役割

新たに整備する臨空第2公園は「一時的な避難場所」「避難所」「車中泊避難者や在宅避難者への支援場所」「避難所を管理運営する場所」の4つの役割を備えた公園とします。

① 一時的な避難場所としての役割

地震、火災、津波などの災害が発生する恐れがあるときには、近隣住民が一時的に身を守る場所、帰宅困難者が一時的に滞在する場所など、一時的に避難者を受け入れる場所としての役割を担います。

② 避難所としての役割

災害時に地域住民が避難生活を送る場所として、安心安全かつ良好な避難生活を送ることのできる空間・環境を確保するとともに、高齢者、障がい者、妊産婦、車いす利用者、ペット同行避難者などの多様な避難者が生活できるように、多様なニーズへ対応した被災者の拠り所としての役割を担います。

③ 車中泊避難者や在宅避難者への支援場所としての役割

災害時には在宅避難、車中泊避難など、避難所以外にも不自由な暮らしを送り、支援を必要とする避難者が発生します。そのような被災者の支援を行うため、物資・食料の配給や屋外避難スペースの確保などを行う支援場所としての役割を担います。

④ 避難所を管理運営する場所としての役割

避難所や被災者の支援拠点として、避難所運営本部の設置や災害情報の取得、救援要請に必要な情報通信の確保など、被災者の円滑な支援のため、指定避難所の管理運営を行う場所としての役割を担います。

（２） 災害時の機能

前項の災害時における役割を踏まえて、「①一時的な避難場所としての機能」、「②避難所として備える機能」、「③車中泊避難者や在宅避難者などの支援場所としての機能」、「④避難所を管理運営する場所としての機能」の４つの機能を確保します。

① 一時的な避難場所としての機能

ア 一時避難場所

地震、火災、津波時などにおいては、主に近隣住民が一時的に身を守る場所、広域避難場所に避難する前の中継地点などの機能を確保します。

（一時避難場所としての主な機能）

- 地震、火災、津波などにおいて避難者が一時的に集合できる場の提供
- 火災の延焼の遅延または防止
- 広域避難場所へ避難する前の避難中継地

イ 救援活動の拠点

一時避難受け入れ後には、救援活動の拠点としての機能を確保します。

（救援活動の拠点としての主な機能）

- 救援活動の場
 - ・地域の防災情報の収集、伝達の場合
 - ・支援物資の受け入れの場合
 - ・応急生活支援の場合 など

ウ 帰宅困難者などの一時滞在施設（滞在場所）

大規模災害発生時には、外出先から帰宅が困難となった帰宅困難者など※¹の休憩、情報提供などの場となる機能を確保します。

（一時滞在施設（滞在場所）としての主な機能）

- 帰宅困難者などの支援の場合
 - ・帰宅困難者などの休憩（水、トイレなど）の場合
 - ・帰宅困難者などの情報収集の場合
- 一時退避場所※²

※¹ 災害による公共交通機関の停止などにより、外出先から自宅などへ徒歩で帰宅する帰宅困難者に加え、出勤などのための徒歩移動者も含めて、「帰宅困難者」とする。

※² 集客施設やターミナル駅周辺の公園においては、集客施設やターミナル駅などの大勢の利用者が一時的に退避・滞留するための機能（一時退避機能）も担うことが考えられる。

② 避難所として備える機能

ア 安心安全な避難生活空間

a) 安全性

施設の耐震性、耐火性の確保に加え、吊り下げ天井や外壁などにも同様の機能を確保し、安全に避難生活を送ることのできる空間を確保します。

b) プライバシー性・防犯性

避難所では、様々な生活様式の人が共同で生活するとともに、不特定多数の人の出入りが想定されることから、間仕切りを設けた避難生活のスペースなどが必要となります。そのため各避難スペースにはテントを設置します。また、男女別のトイレの設置や、洗濯物干場のプライバシーの確保も行います。さらには、普段の生活では何気ない衣服の着替えにもプライバシーの配慮が必要となるため、更衣室を設け、避難者が安心してストレスなく過ごすことのできる生活空間を確保します。

イ 避難スペース

a) 一般避難者（健常者）

アリーナの想定収容人数 700 人のうち約 600 人が一般避難者と想定し、「メインアリーナ」と「サブアリーナ」に一般避難者用の避難スペースを確保します。

b) 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者（以下、要配慮者という。）を、想定収容人数 700 人のうち 100 人と想定し、「コミュニティスペース・多目的スペース」に要配慮者用の避難スペースを確保します。

c) 発熱、咳などの症状のある者

発熱、咳などの症状のある者については、「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（愛知県）令和 2 年 7 月」に基づき、想定収容人数とは別に、「コミュニティスペース・多目的スペース」に専用の治療あるいは濃厚接触者のための隔離スペースを確保し、ほかの避難者への感染を防ぎます。

ウ ライフライン

a) 電気

停電発生時に備えて、以下の設備を設置し、照明、冷暖房、通信機器などが継続して利用ができる機能を確保します。

- ・ 自家発電設備（3 日分の燃料の備蓄）
- ・ 太陽光発電設備（蓄電機能も別途整備）
- ・ 配電盤（電源車や自家発電設備から受電可能）
- ・ 照明（避難スペースやトイレなど）

b) ガス

都市ガスの供給が止まってしまう場合に備えて、L P ガスでも利用可能な変換器を設け、継続してガス器具が利用できる機能を確保します。

c) 食料・飲料水

避難所には、支援物資が届くまでの期間を3日間と想定し、700人が必要とする食料などを備蓄します。同様に、断水に備えて、ペットボトルの備蓄、耐震性貯水槽により飲料水を確保します。

エ 良好な生活環境

a) トイレ

避難所の常設トイレは、多くの避難者により不足が生じる場合や下水道施設などの破損により利用できなくなる場合が想定されることから、屋外には要配慮者の利用も考慮したマンホールトイレを整備します。また、簡易トイレや携帯トイレも備蓄し、これら複数の対策を組み合わせる必要なトイレ数を確保します。このほか、高齢者、障がい者などの要配慮者も使用しやすい多機能マンホールトイレも設置します。

b) シャワーなど

自衛隊などによる仮設シャワーや仮設風呂の設置に備え、屋外にスペースを確保します。

c) 冷暖房設備

避難者の居住スペースには、避難者の健康を維持するため、冷暖房設備の設置、通風による換気、扇風機の使用により避難生活の負担を減らす環境を確保します。その他、寒さ対策として暖房機器や毛布などの備蓄も行います。

d) 情報通信

避難者が電話や電子メールなどで安否確認などを行うことができるように、災害時特設公衆電話を設置することや、インターネット通信ができる無線LANのアクセスポイントを設置することなどにより、避難所の情報通信環境を整備します。

オ 多様な避難生活ニーズへ対応した空間

a) 要配慮者（共通）

アリーナを含めた園内施設は、高齢者、障がい者、妊産婦、車いす利用者などが円滑に利用できるように、バリアフリー構造とします。また、熱中症になりやすい高齢者や、体温の調節機能がまだ十分に発達していない子ども、障がい者の利用を想定して、各部屋で個別に温度調整が可能な設備を設置します。

b) 妊産婦、乳児

妊産婦や乳児などの利用を想定して、授乳室、おむつ替えシート、バリアフリースイートを設置します。

c) ペット同行避難者

避難者がペットを連れて避難してくることを想定し、ペットの受け入れ場所を確保します。

d) 相談・交流

被災者の生活再建のための相談や、避難者の交流を図るための相談室や交流スペースを確保します。

カ 感染症対策を講じた空間

新型コロナウイルスを契機に、避難所に様々な機能が求められるようになりました。本町では、感染症対策として以下の対策を講じます。

- ・ 避難者の健康状態を確認する受付スペースの確保
- ・ 十分な手洗いスペースの確保と手洗い石鹸やアルコール消毒の備蓄
- ・ 十分な室内の空気の入れ替えが可能な開口部の確保またはそれを補完する換気機器の設置
- ・ 避難者間の飛沫を防ぐパーティションやテントの設置及びその保管スペースの確保
- ・ 青空避難（車中泊やテント泊）に備え、駐車場にスペースを確保

③ 車中泊避難者や在宅避難者への支援場所としての機能

ア 生活物資支援拠点

在宅避難者への生活物資支援などを行うため、支援物資の受け入れや配給するためのスペースをエントランスホールなどに確保します。エントランス前には大きなひさしを設け、雨天においても物資や作業者が濡れることなく円滑に搬出入を行えるとともに、炊き出しなどにも活用できる屋根付きの屋外空間を確保します。

イ 車中泊避難者などのスペース

a) 避難スペースの確保

車中泊避難やテント泊避難に対応した駐車場や屋外スペースを確保します。

b) トイレの確保

車中泊などの避難者も利用できるマンホールトイレを設置します。

④ 避難所を管理運営する場所としての機能

ア 管理・運営スペース

避難所の運営に当たる職員などの事務室や、支援物資の搬入、仕分、保管、避難者を受け入れる際の受付スペースをエントランスホールに確保します。

イ 災害情報取得や救援要請に必要な情報通信

事務室には、災害情報の収集や、ほかの通信手段が途絶えた際に防災担当者間で情報伝達できるよう移動系防災行政無線の設備、入手した情報を伝達し、停電にも対応できる場内放送設備を整備します。併せて、安否確認情報、被災状況の報告、救援要請、支援物資の要請など、外部との通信手段を確保します。

コラム：災害時における豊山町給食センターとの連携

臨空第2公園に隣接する豊山町給食センターでは、プロパンガスバルクタンクに設置してある災害時対応ユニットからガスを供給し、炊き出しを行うことができます。また、炊き出しに活用する水については、敷地内の受水槽から取水可能となっています。

災害時には、給食センターで炊き出しを実施し、臨空第2公園（避難所等）に食料配給を行うことを想定しています。



2. 平常時の役割・機能

平常時における臨空第2公園は、公園空間を中心にアリーナ及び賑わい施設を一体的に整備することで、地域住民のための憩いと交流の拠点を整備します。

(1) 平常時の役割

平常時の役割については、前述の「3つの基本コンセプト及び基本方向」に基づき、「①スポーツ、健康増進のための場所」、「②地域・世代関係なく人々が憩い・交流できる場所」、「③町の魅力を発信する場所」の3つの役割を備えた公園とします。

① スポーツ、健康増進のための場所

町内のスポーツ・健康増進の拠点として、大会などが開催できるアリーナや日常的に子どもから大人まで使える運動施設機能を導入し、スポーツ、運動をとおして、町民や町外からの来場者の暮らしを豊かにする場所としての役割を担います。

② 地域・世代関係なく人々が憩い・交流できる場所

名古屋高速道路、国道41号など、町外からのアクセスも容易な立地特性を生かして、町内外の利用者が気軽に訪れ、憩い・交流することのできる場所としての役割を担います。また、町内外における移動の利便性を向上する交通の結節点としての役割を担います。

③ 町の魅力を発信する場所

愛知県防災公園や神明公園と連携した大会・イベントが開催できる空間や地域企業と連携した物販施設などを設置することで、多くの人に本町の魅力を発信する場所としての役割を担います。

(2) 平常時の機能

① スポーツ、健康増進のための場所

ア スポーツ機能の整備

本町のスポーツ拠点として、多種の競技による大会や試合の利用など、日常的な地域住民の利用が可能なアリーナとサブアリーナを整備します。サブアリーナはスポーツ利用や多目的利用ができる空間とし、子どもから大人まで、様々な人が利用できる施設を整備します。

イ 健康増進機能の整備

町民が健康で豊かに暮らせるように、身体を動かすきっかけをつくり、日常的に健康増進を行うことのできるランニングコースやトレーニングルームを整備します。また、運動教室などの利用のために、町民へ貸し出すことのできるレンタルスタジオを整備します。

② 地域・世代関係なく人々が憩い・交流できる場所

ア 多世代交流を促進する空間の整備

多世代の利用者や町内外の利用者が、様々なイベントや活動をとおして交流ができるような芝生の広場（オープンスペース）を整備します。また、アリーナと賑わい施設には、多目

的室や会議室、キッズスペース、屋内子ども遊び場を設置し、地域交流や町内外の利用者の交流促進を図る空間を整備します。

イ 気軽に利用できる憩いの場の整備

地域住民や本町を訪れた人が気軽に立ち寄ることのできる空間とするため、広場には花と緑にあふれる緑地空間やベンチ、あずまやを設置し、自然を感じながら日常的に集うことができる空間を整備します。また、世代や身体能力の差に関わらず、すべての方が利用できる遊具を設置し、誰もが楽しく利用できる空間も整備します。このほか、アリーナ・賑わい施設にはエントランスホールやラウンジスペース、飲食が可能なエリアなど、憩いの場となる空間も整備します。

ウ 交通結節点の整備

町内外からの来場や住民の通勤など、日常の移動の要となるよう、バスなどの公共交通の停留所を整備します。また、愛知県防災公園や神明公園との移動を容易にするため、シェアサイクルなどのモビリティを設置するエリアを整備します。これらの停留所を集約することにより、多様な交通手段が利用可能な結節点となります。

③ 町の魅力を発信する場所

ア 地域の魅力発信機能の整備

地域の魅力を発信するため、地域事業者と連携したマルシェや地域事業者による物販販売などができるイベントスペース、ショップなどの物販機能を整備します。

イ 周辺施設と連携を想定した空間の整備

愛知県防災公園や神明公園との一体利用を想定した施設の配置や人の動線を計画することで、スポーツ大会をはじめ、イベントや日常的な利用において各公園が一体的に賑わいの創出を図ることができる空間を確保します。

コラム：平常時における愛知県防災公園の利用（防災教育プログラム・防災イベントなど）

臨空第2公園においては、愛知県防災公園で行われる防災教育プログラム・防災イベントと連携した、防災訓練や防災フェスタを実施していくことを想定しています。

<愛知県防災公園での取組>



出典：愛知県『基幹的防災拠点防災拠点の災害時及び平常時コンセプトのイメージ』

第3章 アリーナの施設計画

本章では、「第1章 計画の背景・目的」、「第2章 臨空第2公園の役割・機能」を踏まえて、アリーナにおける導入機能、各諸室の規模、各諸室の配置における機能相関などの施設計画について整理します。

ただし、以下に整理する施設計画については、さらなる機能・利便性の向上などの観点から、今後行われる設計の中で、部分的に変更される可能性があります。

1. 導入機能の考え方

(1) アリーナ機能

「第1章 6. 3つの基本コンセプト及び基本方向」、「第2章 臨空第2公園の役割・機能」を踏まえて、平常時にはスポーツ機能を中心に、子どもから大人までの多世代が元気にスポーツを楽しみ、多世代交流を図ることができるアリーナ機能、災害時には被災した地域住民の安心安全を確保できる避難所機能を導入します。

(2) その他の機能

アリーナを除く他の諸室の機能については、「検討会議」及び「2021年度豊山町『（新）アリーナ』の整備に関するアンケート」で聴取した市民のニーズや要望を踏まえて以下の機能を導入します。

- ・ ヨガ、エクササイズ、音楽練習などができるスタジオ
- ・ 子育て世代の需要を考慮したキッズスペース
- ・ 子どもから高齢者まで多世代が集うラウンジスペース
- ・ トレーニングルーム
- ・ 会議室
- ・ ランニングコース

2. 諸室規模・利用用途

アリーナの諸室規模については、災害時の避難スペースの確保、平常時のスポーツ利用などの両側面から計画します。その他機能については、利用用途に応じた規模や事例、面積基準などから設定します。

(1) 避難所としてのアリーナ

① 避難所

ア 避難所の必要規模

避難所の規模は、避難所の一人当たりのスペースに収容人数を乗じて設定します。

避難所は「愛知県避難所運営マニュアル」の考え方を採用し、一人当たりの避難スペースは3.5㎡（生活スペース2.0㎡、通路1.5㎡）とし、通路幅は車いすも通れるように配慮します。

避難スペースの面積は、収容人数700人に、一人当たりの避難所面積3.5㎡を乗じると、2,450㎡となります。アリーナ規模の基準となるバスケットボールのコートサイズで置き換えると3面程度の2,550㎡となります。

イ 避難所の諸室区分

避難スペースは、平常時、災害時の利用用途を想定し、複数の諸室に分けて 700 人分の避難スペース、発熱、咳などの症状のある避難者のスペース、相談室、介護室、談話室を設置します。

諸室の区分は、平常時の多世代・多目的利用、災害時の一般避難者、要配慮者の避難スペースとしての利用を考慮し、以下の目安で計画します。

図表 3.1 各諸室の利用用途及び収容人数、計画面積

諸室名	利用用途		収容人数 (人)	計画面積 (㎡)
	平常時	災害時		
メインアリーナ (バスケットコート2面)	バスケットボール、ニュースポーツ、パラスポーツ、スポーツの大会や演奏会など	一般避難者用の避難スペース	480	約 3,000
サブアリーナ (バレーコート1面)	バレー、卓球、バウンドテニス、バドミントンや大会時の選手控室など	一般避難者用の避難スペース	120	
コミュニティスペース・多目的スペース	レンタルスタジオ キッズスペース ラウンジスペース 多目的室 トレーニングルーム	地域交流、健康増進、子ども利用、多目的な運動、レクリエーション、会議など	100	
合計			700	

② アリーナ

ア メインアリーナ

メインアリーナの規模は、バスケットボールコート2面分を確保します。避難スペースは、テント1張り（2.0m×2.0m）のレイアウトを踏まえて、480人が避難可能な1,800㎡を確保しています。

メインアリーナでは、町内外の利用者による運動や大会、ニュースポーツ、パラスポーツができる空間を整備します。

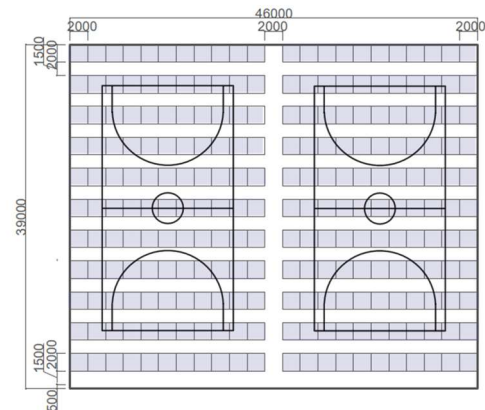
図表3.2 メインアリーナの規模

■メインアリーナの収容人数

縦 22 張り×縦 11 張り=242 張り

242 張り×2 人=484 人(2名用テントの想定)

※テント前の通路（1.5m）を含む



イ サブアリーナ

サブアリーナの規模は、豊山町社会教育センターでも利用者の多い6人制バレーボールコート基準に整備し、バレーボールコートに3mのフリーゾーン、1mの通路をコート外周に考慮し、17.5m x 26.0m÷460㎡と設定しました。避難スペースは、一人当たり面積3.5㎡を踏まえて、120人が収容可能なスペース（420㎡）を確保しています。

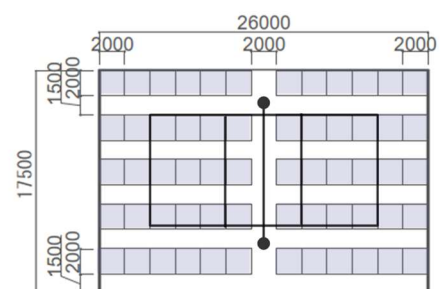
図表3.3 サブアリーナの規模

■サブアリーナの収容人数

縦 5 張り×縦 12 張り=60 張り

60 張り×2 人=120 人(2名用テントの想定)

※テント前の通路（1.5m）を含む



(2) その他

① コミュニティスペース・多目的スペース

子どもから大人まで多世代にわたる多くの人が利用できるレンタルスタジオ、キッズスペース、ラウンジスペース、多目的室、トレーニングルームの5つの諸室（合計約 700 m²）を整備します。

災害時には、以上5つの諸室を利用して、要配慮者 100 人が避難可能なスペース（約 350 m²）を確保します。また、発熱や咳などの症状を伴う避難者のためのスペース及び避難生活に必要なとなる相談室、介護室、談話室としてのスペース（約 350 m²）も確保します。

各諸室の利用用途は、以下に整理しています。

図表3.4 コミュニティスペース・多目的スペースの規模・利用用途の詳細

諸室名	利用用途	施設規模 (m ²)
レンタルスタジオ	ヨガやエクササイズなどのアクティビティなど (利用者がレンタルして利用可能な空間)	700
キッズスペース	幼児の遊び場、親子でのイベントなど	
ラウンジスペース	地域住民の日常的な集い、憩いの場など	
多目的室	地域交流活動、大会・イベント時の控室、講習会など	
トレーニングルーム	トレーニング、地域住民の健康増進など	

② エントランスホール

エントランスホールは、総延床面積の約 10%として、約 500 m²と設定します。（ラウンジスペースはエントランスホールとは別に設置します。）

③ 医務室

医務室は約 25 m²とします。

④ 会議室、控室

会議室、控室は、3人掛けの長机を口の字型に配置する形式で約 50 名が利用可能な規模として、約 100 m²と設定します。

⑤ 更衣室（男女別室）

アリーナでのスポーツ大会を想定し、最大 250 人が更衣室を利用すると想定しています。男女それぞれの更衣室には、シャワールームを 14 室（1 室あたり 2.5 m²）設置します。

更衣室は、計約 160 m²と設定します。

⑥ 器具室

バスケットボールやバレーボール、ニュースポーツ、パラスポーツなどに必要な器具を収めるスペースとして、メインアリーナとサブアリーナの合計面積の約 15%に当たる、約 340 m²と設定します。

⑦ 観覧席

類似施設の平均座席数を参考に 300 席と設定します。面積は、約 150 ㎡と設定します。

⑧ ランニングコース

ランニングコースは、利用者が天候に左右されず、ランニングやウォーキングができるように、屋内に設置します。アリーナ2階の外周部を利用して、一周約 170m（約 540 ㎡）と設定します。

⑨ 審判控室

審判控室の規模は豊山町社会教育センターを参考に、約 35 ㎡と設定します。

⑩ 事務・管理室

施設の事務・管理室として約 100 ㎡に設定します。なお、一人当たりの事務所面積を 8 ㎡～10 ㎡とし、合計 10～12 人程度による業務を想定しています。

⑪ 倉庫

倉庫は、多目的室やトレーニングルーム、コミュニティスペース・多目的スペースで使用する什器・備品などの収納を想定し、約 30 ㎡と設定します。

⑫ 備蓄倉庫

備蓄倉庫は、避難所の想定収容人数 700 人に対応する物資の備蓄をするため、約 180 ㎡と設定します。

⑬ 機械室

アリーナの空調や照明を動かすために必要な機器を備えるため、約 400 ㎡の機械室を確保します。

⑭ 供用部（廊下・階段・エレベーター・トイレなど）

廊下、階段、エレベーター、トイレなどの供用部は、総延べ床面積約 20%にあたる面積を必要面積として計画します。

供用部は、以下の点に留意して計画します。

図表 3.5 供用部の計画上の留意事項

項目	留意事項
廊下・階段	誰もが利用しやすい施設とするため、バリアフリー構造にします。
エレベーター	急病人の搬送を想定し、ストレッチャーの利用を可能とします。
トイレ	アリーナ及びコミュニティスペース・多目的スペースの利用者、観覧席の利用者を想定して、1 階、2 階にそれぞれ配置します。また、各階にはバリアフリートイレも設置します。

(3) 諸室の機能・規模のまとめ

これまで説明した諸室の機能の変化及び計画面積※を下表に整理します。

※下記計画面積を基本としますが、今後の設計において変動する場合があります。

図表3.6 諸室の機能の変化及び計画面積一覧

諸室名		機能の変化		計画面積 (㎡)
		平常時	災害時	
メインアリーナ		スポーツ、催事などの利用ができるスペース	一般避難スペース	1,800
サブアリーナ		スポーツだけでなく多目的な利用ができるスペース	一般避難スペース	440
コミュニティスペース・多目的スペース	レンタルスタジオ	利用者がレンタルして、運動教室などが開催できるスペース	避難スペース（要配慮者用、発熱・咳などの症状が出た避難者用）、相談室、介護室、談話室	700
	キッズスペース	小さな子どもが遊べるスペース（親子の利用も可能）		
	ラウンジスペース	利用者の休憩や交流スペース		
	多目的室	地域交流のイベントなど多目的に利用できるスペース		
	トレーニングルーム	地域住民や選手などがトレーニングで利用できるスペース		
エントランスホール		施設に出入りする利用者の滞留スペース	総合受付、情報掲示板	500
医務室		施設利用者の救護スペース	救護スペース（救護室）	25
会議室、控室		会議や選手の待機スペース	避難所運営本部	100
更衣室（男女別室）		スポーツ利用者などの着替えスペース	避難者などの着替えスペース	160
器具室		スポーツに利用する器具の保管スペース	災害時の備品などの保管スペース	340
観覧席（2F）		大会、催事の観覧スペース	一時的な待機場所や避難スペース	150
ランニングコース（2F）		ランニングやジョギングができるスペース		540
審判控室		審判員の待機、休憩スペース	避難所運営本部の控室	35
事務・管理室		施設管理者などの事務スペース	災害情報発信機能	100
倉庫（2F）		会議室などの什器・備品の格納スペース	避難スペースを確保するための什器・備品の格納スペース	30
備蓄倉庫		水、食品、生活必需品などの物資の備蓄スペース		180
機械室		照明や空調設備などの稼働に必要な設備機器の設置スペース		400
供用部（廊下・階段・エレベーター・トイレなど）		—	※トイレは一般避難者用、要配慮者用、発熱・咳などの症状が出た避難者用	1,300
合計				6,800

3. 各諸室の機能相関

将来的に、アリーナが民間事業者により整備運営され、その創意工夫により、これまで説明した計画が一部変更となる可能性があるため、本計画では、諸室の配置など詳細については定めていません。ただし、以下の諸室の機能相関については、平常時と災害時の双方において利用しやすい施設とするために、今後の設計においても守られるべき考え方となります。

(1) 機能相関の考え方

① <平常時・災害時共通>

- ・ 「スポーツ利用」「多目的利用」は、「供用部」からアクセスや管理がしやすい位置に計画します。
- ・ 「スポーツ利用」「多目的利用」の各諸室は、基本的に隣接した配置とし、諸室間の移動を行いやすいような計画とします。
- ・ 「エントランスホール」に主要な出入口を接続するとともに、隣接して「事務・管理室」を配置することで、利用者へのサービスが行いやすい計画とします。

② <平常時>

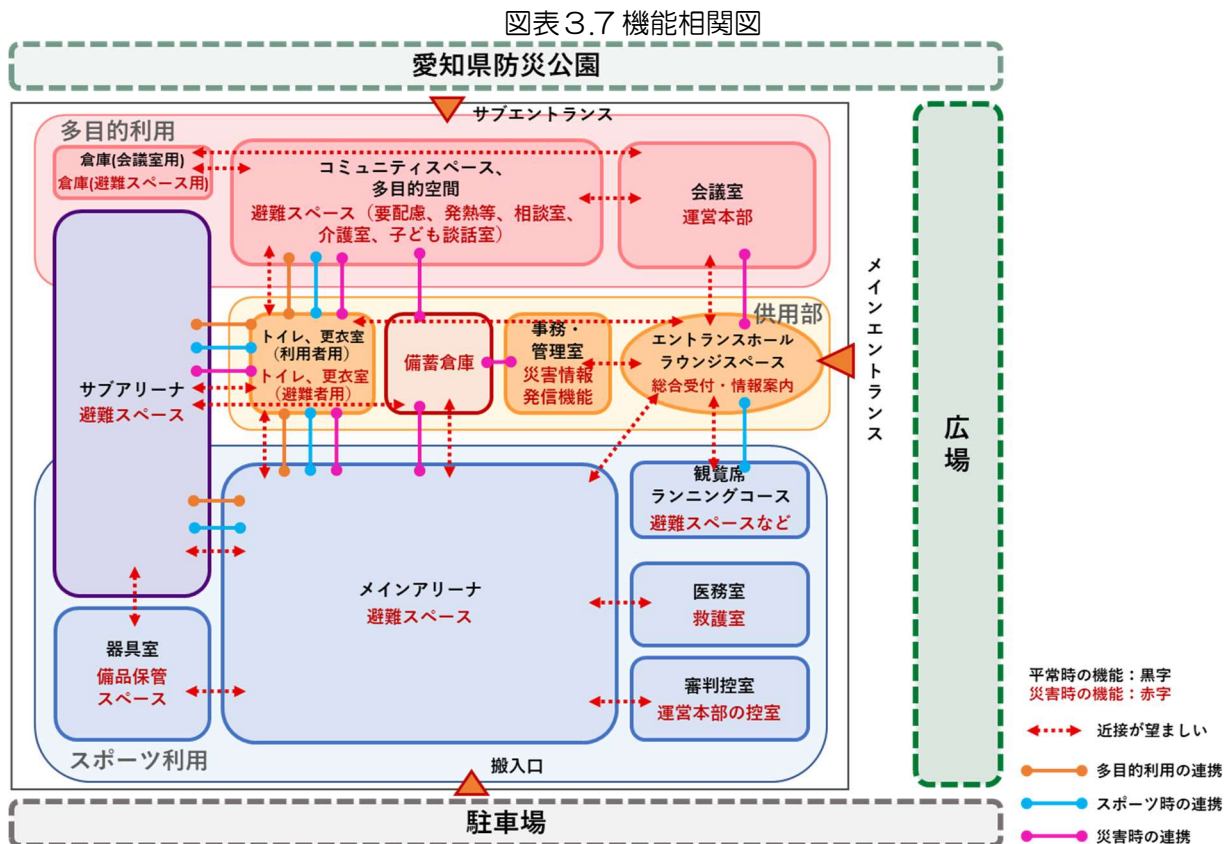
- ・ 「エントランスホール」での催しやイベントを想定し、「エントランスホール」と「ラウンジスペース」を隣接させ、一体的に利用できる計画とします。
- ・ 大会開催時には、出場選手と、観客など一般利用者との動線の重なりを少なくするため、出場選手らが「エントランスホール」から「更衣室」に直接アクセスできる配置にするとともに、観客にとっては「エントランスホール」から2階の観覧席に直接アクセスできる配置とします。
- ・ 器具室は、「メインアリーナ」や「サブアリーナ」から直接利用できるように隣接した位置に設置します。
- ・ サブアリーナは、「スポーツ利用」と「多目的利用」の双方で活用しやすいよう、できるだけ双方に隣接させます。

③ <災害時>

- ・ 「会議室、控室」は、避難所運営本部となるため、物資の保管や配給などを行う「エントランスホール」に面して設置します。
- ・ 一般避難者の避難スペースとなる「メインアリーナ」「サブアリーナ」は、備蓄品の利用などを考慮し、備蓄倉庫に隣接した位置に配置します。
- ・ 「コミュニティスペース・多目的スペース」の一部は、発熱、咳などの症状のある者の避難スペースとなるため、一般利用者の避難スペースとなる「メインアリーナ」や「サブアリーナ」と隔離した配置とします。

(2) 機能相関図

前述した機能相関の考え方を踏まえて、避難所・アリーナ機能の関係を下図に整理しています。



第4章 賑わい施設の施設計画

本章では、「第1章 計画の背景・目的」、「第2章 臨空第2公園の役割・機能」を踏まえて、賑わい施設における導入機能、各諸室の規模について整理しています。

ただし、以下に整理する施設計画については、今後採用される事業方式により変更が生じる場合があります。また、今後、事業方式の選定のために、類似施設の整備運営経験を有する民間事業者へのヒアリングを予定しています。その結果として、民間事業者の参画が見込まれない場合においても本計画が変わる場合があります。

1. 導入機能の考え方

賑わい施設における導入機能は「第2章 臨空第2公園の役割・機能」に加え、本町が2021年度に実施した「賑わい施設の整備に関する町民アンケート」及び「検討会議の意見（本計画の参考資料参照）」を踏まえて、下表のとおり整理しています。

図表4.1 賑わい施設の導入機能一覧

分類	導入機能
賑わい施設	カフェ・レストランなどの飲食機能
	マルシェなどの物販機能
	屋内子ども遊び場
	管理事務所
	屋外用倉庫
	供用部（廊下、倉庫、トイレなど）
その他	広場
	遊具

2. 諸室規模・利用用途

(1) 賑わい施設

① カフェ・レストランなどの飲食機能

公園の緑や賑わいを感じることのできるカフェやレストランなどの飲食スペースを設置します。地域住民の利用や公園との親和性を考慮した空間とします。

② マルシェなどの物販機能

地域や友好姉妹都市の特産品、県営名古屋空港からの就航都市の特産品を販売するアンテナショップや、地場産物などを販売するスペースを設置します。

③ 屋内子ども遊び場

家族連れや子どもなどの利用を想定し、天候に左右されずに利用できる屋内子ども遊び場を設置します。

④ 管理事務所

公園や賑わい施設を管理する職員が事務などを行う管理事務室を設置します。

⑤ 屋外用倉庫

屋外のイベントなどで使用する物品を保管する倉庫を設置します。

⑥ 供用部（廊下、倉庫、トイレなど）

賑わい施設の供用部には、廊下、倉庫、トイレなどを設置します。
各機能は、以下の点に留意して計画します。

図表4.2 供用部の計画上の留意事項

項目	留意事項
廊下	誰もが利用しやすい施設とするため、バリアフリー構造にします。
倉庫	管理事務所が公園管理において利用しやすいような位置に計画します。
トイレ	飲食機能、物販機能及び屋内子ども遊び場の利用者が利用するトイレを設置します。また、障がい者などの利用も想定し、バリアフリートイレも設置します。

(2) その他

① 広場

アリーナと賑わい施設の間にマルシェなどのイベントが開催できる広場を設置します。また、人々が日常的に利用する広場として芝生を整備します。

② 遊具

子どもから高齢者、障がいなどの有無に関わらず、すべての人が遊ぶことのできるインクルーシブ遊具を設置します。設置にあたっては、広場や賑わい施設との一体的な利用を考慮して配置します。

(3) 諸室の機能・規模のまとめ

賑わい施設の導入機能及び最大建築可能面積※を下表に整理しています。賑わい施設の整備は、「第8章 臨空第2公園の整備手法」に示すとおり、民間事業者のノウハウを活用して、整備することを想定しています。そのため、下表においては、民間事業者のノウハウにより整備される可能性のある施設の最大建築可能面積を示します。

※最大建築可能面積：建築基準法、都市公園法で定める建蔽率より、最大で建築可能な面積を設定

図表4.3 賑わい施設の計画面積一覧

分類	導入機能	最大建築可能面積 (㎡)
賑わい施設	カフェ・レストランなどの飲食機能	約 3,000
	マルシェなどの物販機能	
	屋内子ども遊び場	
	管理事務所	
	屋外用倉庫	
	供用部（廊下、倉庫、トイレなど）	
その他	広場	
	遊具	

第5章 付帯施設・設備の計画

「第1章 6. 3つの基本コンセプト及び基本方向」、「第2章 臨空第2公園の役割・機能」を踏まえて、臨空第2公園に整備する付帯施設・付帯設備を以下に整理しています。

1. 付帯施設の計画

臨空第2公園に整備する付帯施設は下表のとおりです。

図表5.1 付帯施設の一覧

分類	付帯施設
公園の付帯機能	屋根付き回廊
	屋外トイレ
	駐車場
	駐輪場
	交通結節点

(1) 屋根付き回廊

雨天時も濡れずにアリーナと賑わい施設を移動できる屋根付きの回廊を整備します。また、災害時には一時的に雨をしのぐことができる空間として整備します。

(2) 屋外トイレ

平常時の公園利用者や災害時の屋外避難者の利用を対象にした屋外トイレを設置します。トイレの管理は、災害時の緊急的な利用を想定し、常時使用可能な施設として管理します。

便器の数は、男性用小便器5基、大便器3基、女性用大便器5基を設置します。また、バリアフリートイレも1基設置する想定です。これらを設置するため、施設規模は約50㎡とします。

(3) 駐車場

駐車場の台数及び必要面積は、アリーナ及び賑わい施設の利用人数に基づき算定し、アリーナ利用者用約240台、賑わい施設利用者用約50台、メンテナンスなどの施設管理業者用約20台を確保したスペースを計画します。駐車場台数及び必要面積は下表に整理しています。

図表5.2 駐車場台数及び必要面積の一覧

施設		駐車場台数(台)	必要面積(㎡)	備考
駐車場	アリーナ利用者用	240	約13,000	駐車スペース、車路、バスなどの停留所などを含む面積
	賑わい施設利用者用	50		
	施設管理業者用	20		
	計	310		

(4) 駐輪場

公園やアリーナ、賑わい施設などに自転車で来園する人のために、十分な広さの駐輪場を設置します。

(5) 交通結節点

町内外における移動の利便性向上、愛知県防災公園及び周辺エリアと臨空第2公園の回遊性向上のため、町内外の移動・交通の結節点として、バス停留所・自転車駐輪場・自動車駐車場を含めた「交通結節点」を整備します。このエリアには、バスなどの待合となる上屋・ベンチなどのほかに、電気自動車の充電設備などを計画しています。

なお、想定するモビリティは、公共バス、レンタサイクル、スローモビリティなど、移動・交通の利便性の向上を目的に、今後本町が行う地域の公共交通計画と連携し検討を進めます。

図表5.3 レンタサイクル、スローモビリティのイメージ図



出典：新宿区 HP



出典：陸前高田市 HP

2. 付帯設備の計画

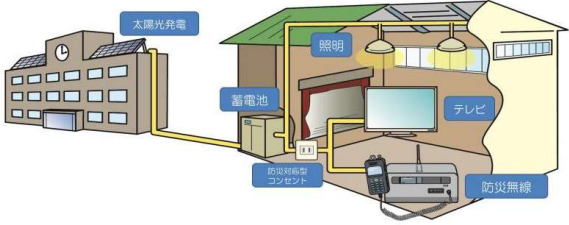
臨空第2公園には、避難所の運営に必要となる防災設備を付帯設備として設置します。具体的な付帯設備は下表のとおりです。

図表5.4 付帯設備の一覧

分類	付帯設備	
防災設備	マンホールトイレ	防災井戸
	耐震性貯水槽	パーゴラテント
	かまどベンチ	自家発電設備
	ソーラー照明灯 (非常用電源機能付)	太陽光発電設備
		蓄電池

図表5.5 付帯設備の計画内容

マンホールトイレ	 既存のトイレ数が足りなくなる場合や利用できなくなる場合なども想定し、必要な規模のマンホールトイレを整備します。また、専用の排水ルートを計画します。
耐震性貯水槽	 災害時に断水となる場合を想定し、耐震性の貯水槽を地下に整備することにより、避難者の飲料水を3日分確保します（40 m³ 1基を設置）。
かまどベンチ	 平常時は憩いのベンチとして活用しつつ、災害時は「かまど」として炊き出しが可能なかまどベンチを敷地内に計画します。
ソーラー照明灯（非常用電源機能付）	 夜間の停電時に対応するため、園内の通路には、ソーラー発電による照明灯を設置し、夜間避難時の安全を確保します。また、非常用電源機能も付属し、携帯電話などの充電ができるなど、多目的に活用できるように設置します。

防災井戸 トイレの流水や洗い物などの生活用水、消火活動用として、防災井戸を設置します。	
パーゴラテント 平常時は屋外の休憩スペースとして活用しつつ、避難時には、全面をシートで覆うことにより風雨を防ぐことができるパーゴラを敷地内に設置します。	
自家発電設備 長期間にわたる停電に対応するため、自家発電設備を設置します。災害時に正常に稼働するように浸水しない場所に強固に設置します。また、燃料となる軽油などを定期的に入れ替える必要があるため、それらの備蓄やメンテナンスにも対応します。	
太陽光発電設備 アリーナの屋上や屋根などには、太陽光発電設備を整備します。また、停電時においても自立運転できる機能や、充電した電気を夜間に使える蓄電機能を備えます。	
蓄電池 太陽光発電設備に併せて蓄電池を整備することにより、昼夜問わず、停電時の電源を確保する防災用発電システムを構築することができます。これらの機器のメンテナンスが定期的に行えるように、点検スペースを確保します。	

第6章 施設配置・外部動線計画

臨空第2公園に整備するアリーナ、賑わい施設及び公共バス、園内移動モビリティなどの拠点となる「交通結節点」の施設配置・外部動線計画を以下に示します。

ただし、以下に整理する施設配置・外部動線計画については、さらなる機能・利便性の向上などの観点から、今後行われる設計の中で、部分的に変更される可能性があります。

1. アリーナ・賑わい施設の配置・動線

(1) 配置・動線の考え方

① 滞在性

賑わい創出のため、人々が集まり、交流が生まれるような滞在しやすい空間や動線を確保します。

② 回遊性

臨空第2公園内における回遊性の向上のため、施設間の動線が最短となるようにアリーナ及び賑わい施設を配置します。また、愛知県防災公園との往来を考慮し、アリーナ、賑わい施設及び広場を愛知県防災公園に隣接した位置に配置します。

③ 駐車場へのアクセス

自動車などによる来園や各種モビリティの導入、災害時の駐車場の活用などを考慮して、南側の主要道路からアクセスしやすい位置に駐車場を配置します。

④ 歩行者の安全性

徒歩で来園する近隣住民や、駐車場とアリーナ、賑わい施設などを行き来する歩行者の安全を確保するために、歩行者の動線が車両動線と可能な限り重ならない計画とします。

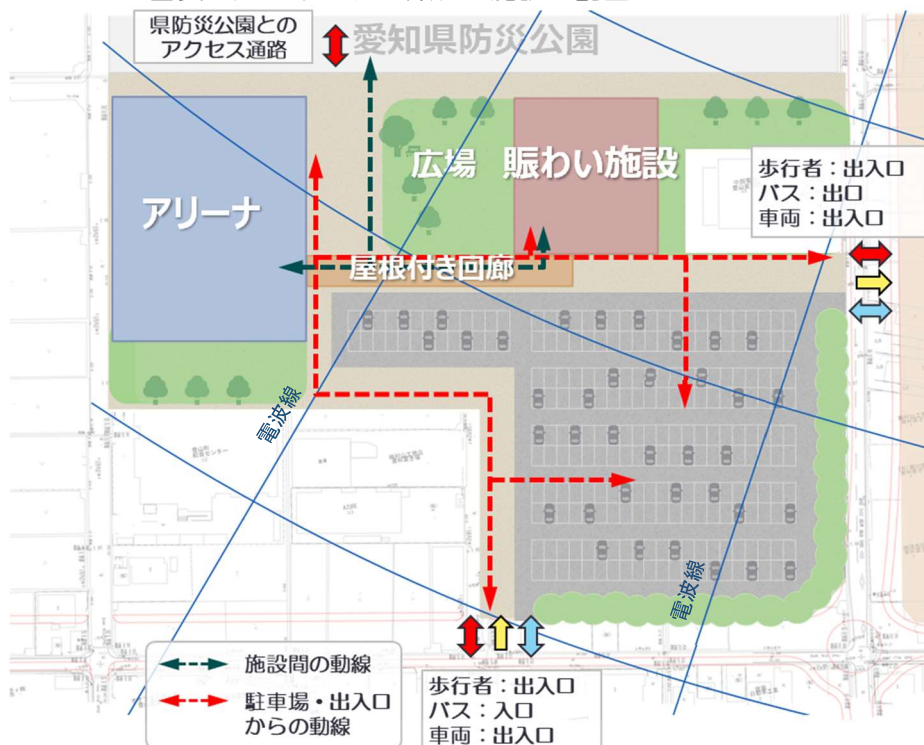
⑤ 電波干渉の低減

臨空第2公園周辺には、飛行機を誘導する航空交通管制のための電波が発信されています。この電波との干渉を最小限にとどめるため、アリーナ及び賑わい施設は、図表 6.1 に示す青色直線の電波線と接しないように配置します。

(2) 配置案

敷地西側にはアリーナ、中央には賑わい施設を配置します。この配置案における滞在性や回遊性などの特徴は以下に整理しています。これらの特徴を生かしながら電波干渉を低減させる必要があるため、建物の配置の自由度は非常に限定的になります。

図表6.1 アリーナ・賑わい施設の配置イメージ



図表6.2 アリーナ・賑わい施設における配置の特徴

観点	配置の特徴
滞在性	アリーナと賑わい施設、屋根付き回廊によって囲まれた広場を形成することができ、滞在しやすい空間となり、賑わいの創出にも活用できる。
回遊性	- アリーナと、賑わい施設、広場の距離を最短にすることにより、直線的な動線となり、利用者の移動が容易になる。 - 愛知県防災公園と隣接した建物配置とアクセス通路により、双方の公園利用者の往来が容易となることから、公園の一体利用促進と賑わいの創出に必要な機能となる。
駐車場へのアクセス	駐車場を南東側に設けることで、主要道路から自家用車やバスによるアクセスが容易になる。
歩行者の安全性	歩行者通路は、駐車場を囲むように配置することにより、歩行者と車両の動線の重なりを最小限として安全性の向上を図る。
電波干渉の低減	施設配置は、電波線から離れた位置とし、電波干渉を最小限にする。

2. 交通結節点の配置・動線

前述のアリーナ及び賑わい施設の配置案を基準とし、以下の考え方に基づき「交通結節点」の配置及び歩行者・車両動線を計画します。

(1) 配置・動線の考え方

① 利便性

交通結節点とアリーナ、賑わい施設との距離を可能な限り短くすることで、来場者にとって利便性の高い配置とします。

② 安全性

歩行者と車両の動線の重なりや、駐車場内における車両同士の動線の重なりを最小限とした計画とします。

③ 車両の滞留の低減

主要道路の渋滞対策を考慮した動線計画とします。

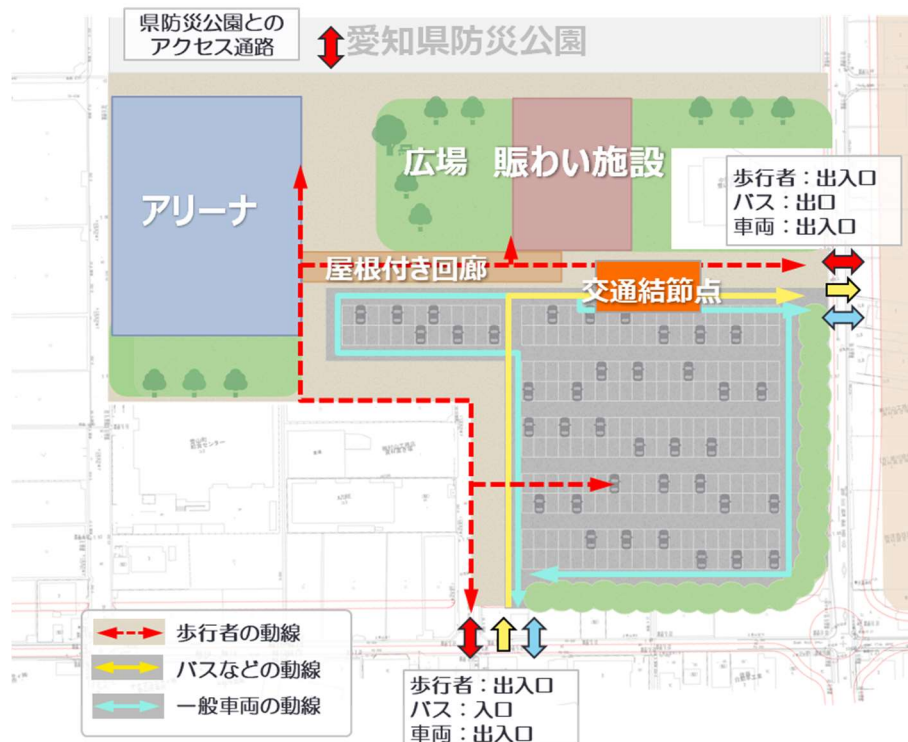
④ バス停留所

町内外の公共交通の運用状況を鑑み約3台分のバス停留所を設置します。

(2) 配置案

バス利用者や駐車車両の配置・動線の考え方を踏まえて、交通結節点を配置します。本配置案の特徴は以下に整理しています。

図表6.3 交通結節点の配置イメージ



図表 6.4 交通結節点における配置の特徴

観点	配置の特徴
利便性	交通結節点と賑わい施設の歩行動線距離が短く、利便性が高い
安全性	車両動線と歩行者動線の錯綜が最小限であり、安全性が高い
車両の滞留の低減	専用レーンを設置することにより、駐車場の混雑による影響を最小限にすることができる
停留スペースの確保	町内外の公共交通に対応した停留スペースを確保することができる

第7章 臨空第2公園の整備イメージ

臨空第2公園の整備は、アリーナや賑わい施設、広場の一体的な活用及び愛知県防災公園との連携などを考慮し、次頁のイメージで整備します。

ただし、以下に整理する整備イメージは、今後採用される事業方式により変更が生じる場合があります。例えば、整備に参画する民間事業者の提案により、さらなる機能・利便性の向上などの観点から、施設配置や規模などについて整備イメージとは異なる設計がなされる場合があります。

図表 7.1 平常時のイメージ



図表 7.2 災害時のイメージ



第8章 臨空第2公園の整備手法

1. 一般的な公共施設の整備手法について

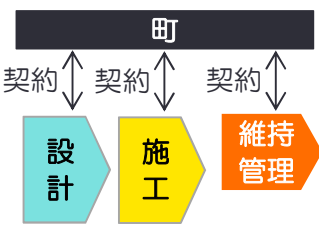
アリーナ、賑わい施設などの整備・運営においては、民間事業者のノウハウを活用することが想定されます。そのため、整備目的を満たすために最適な発注方法を検討する必要があります。

発注方法には、設計や施工、維持管理を別々に発注・契約する通常発注のほか、それらを含めて発注・契約するPPP※¹手法があります。PPP手法は、効率的かつ効果的に質の高い公共サービスを提供するために官民が連携するもので、図表8.1に記載されたPFI※²手法などが該当します。

PFI法※³では、民間の持つ資金や技術などにより効率的かつ効果的に実施されることが可能な事業であって、民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限り民間事業者にゆだねることとされています。そのため、このような事業については、PFI的手法を積極的に検討する必要があります。

なお、PFI的手法が採用されると、整備に参画する民間事業者の提案により、さらなる機能・利便性の向上などの観点から、本計画で示す施設計画や施設配置・外部動線計画とは部分的に異なる設計がなされる場合があります。

図表8.1 通常発注と主なPPP手法

手法	通常発注	主なPPP手法		
		設計・施工一体発注 (DB※ ⁴ 発注)	PFI的手法	
			Park-PFI※ ⁵ 発注	PFI発注
契約イメージ				
特徴	設計、施工、維持管理の各段階で本町が個別発注	設計、施工を一体的に発注し、維持管理を個別発注	設計、施工、維持管理、運営を一体的に発注	「民間資金を活用して施設整備を行う」という手法のため、民間事業者が独自に飲食・物販施設などの賑わい施設を設置・運営が可能
参考事例	—	愛知県 大規模展示場 (Aichi Sky Expo) ※ ⁶ 	名古屋市 名城公園 (トナリノ) ※ ⁷ 	愛知県 森林公園ゴルフ場 (ウッドフレンズ) 

※1 PPP：「Public Private Partnership（官民連携）」の略称

※2 PFI：「Private Finance Initiative」の略称

※3 PFI法：「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の別称

※4 DB：「Design Build」の略称

※5 Park-PFI：「公募等設置管理制度」の別称

※6 愛知県大規模展示場は、DB発注で整備を行い、運営はPFI発注（コンセッション）された事例

※7 名古屋市名城公園（トナリノ）は、Park-PFIの類似事例（都市公園の設置管理許可）

2. 臨空第2公園の整備手法について

本町は、検討会議を設置し、飲食や物販などの賑わい施設の設置や、より利用者が使いやすいアリーナや公園を整備する方針について、議論しました。賑わい施設の設置や、使いやすい施設を整備するためには、通常発注よりも、最新の民間ノウハウを最大限活用できるPFI的手法の適用が効果的です。整備手法、選定の考え方は以下に示します。

臨空第2公園の整備にPFI的手法がどの程度適切であるかは、今後の収支シミュレーション（VFM※）による本町の財政負担削減効果の確認、民間事業者からの意見聴取による実現可能性の確認を通じて検証します。

図表8.2 整備手法選定の考え方（イメージ）

本事業における 整備手法選定のポイント	通常の公共施設の場合	PFI的手法の場合 (Park-PFI / PFI)
飲食・物販などの 賑わい施設の設置	飲食・物販施設などは、公共的な性質とはかけ離れており、本町で設置・運営することは困難	民間事業者が「自主事業」として、自らの資金で整備させることができる
利用者目線に基づく 使いやすいアリーナ の整備	本町が作成する設計書・仕様書は従来型の典型的なもののため、最新の工夫やノウハウを反映することに限界がある	将来の運営も意識した、使いやすい魅力的な施設の設計・整備が期待できる

※ VFM：「Value For Money」の略称

第9章 整備スケジュール

通常発注による整備と PFI 的手法による整備のスケジュールの違いについて、用地取得以降から完成に至るまでの期間の想定を以下に示します。

完成までの期間としては、通常発注、PFI 的手法ともに、4～5年程度の公募、設計・建設期間が必要となります。

図表9.1 通常発注を導入した場合の想定スケジュール

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
公募・発注	発注	発注	発注		供用開始
設計・建設	基本設計 (約10ヶ月)	実施設計 (約10ヶ月)		建設 (約2年)	
維持管理 ・運営					維持管理 ・運営

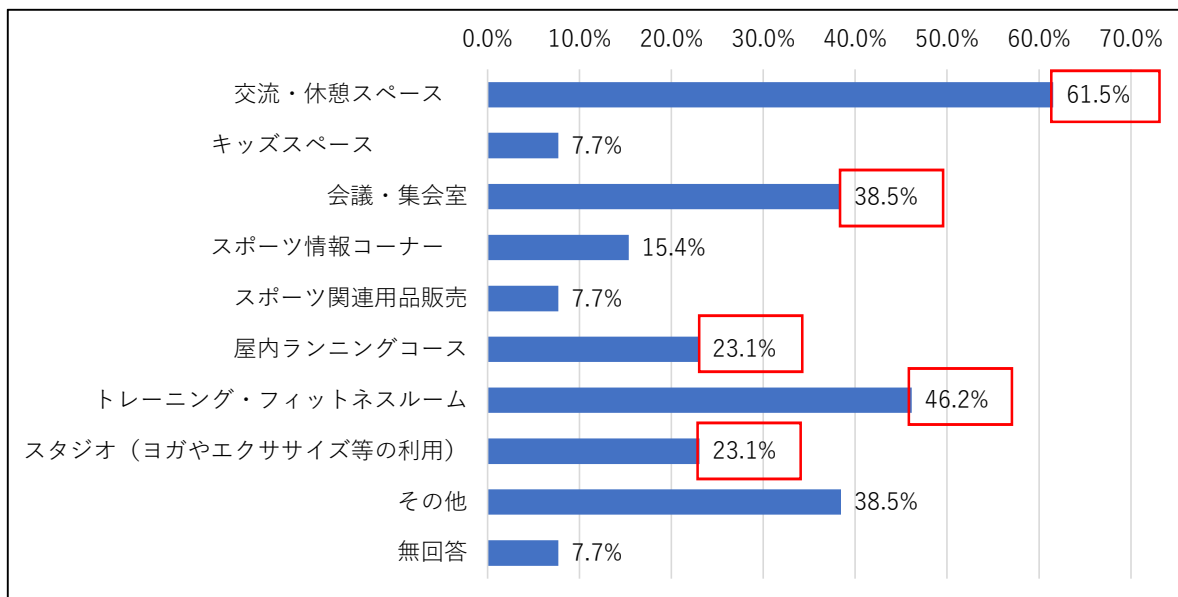
図表 9.2 PFI 的手法を導入した場合の想定スケジュール

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
公募・発注	公募 (約1.2年)				供用開始
設計・建設			設計・建設 (約3年)		
維持管理 ・運営					維持管理 ・運営

1. アリーナの整備に関する町民アンケート結果

避難所機能を持つアリーナの整備にあたり導入機能などに関するアンケートを実施しました。
アンケート結果は、基本コンセプト（案）の策定にあたり、参考として活用するほか、アリーナにおけるその他機能の整理においても活用しています。

図表 0.1 避難所・アリーナにあったら良いと思う施設の回答結果



出典：「2021 年度豊山町『（新）アリーナ』の整備に関するアンケート」

2. 豊山町臨空第2公園整備検討会議

(1) 概要

「豊山町臨空第2公園整備検討会議」は、臨空第2公園の整備にあたり、住民ニーズを反映し、愛着感を持てる公園を整備するため、町民をはじめとする委員に加え、有識者により構成されます。検討会議では、公園施設や避難所機能を持つアリーナ、新たな賑わいを創出する施設に必要な機能、利活用方法などについて協議しました。

(2) 設置要綱

○豊山町臨空第2公園整備検討会議設置要綱

令和5年9月29日
告示第46号

(目的及び設置)

第1条 地域の防災能力向上のための避難所を整備するとともに、新たな賑わいの創出のため青山字金剛地内で整備を予定している臨空第2公園の整備計画を検討することを目的として、豊山町臨空第2公園整備検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について調査、研究、調整及び協議をする。

(1) 臨空第2公園の整備計画に関すること。

(2) その他検討会議の目的に関すること。

(委員)

第3条 検討会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 町の区域に住所を有する者

(4) 前各号に掲げる者のほか町長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の所掌事務が終了するまでの間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝礼)

第5条 委員への謝礼は、豊山町審議会等の基本的取扱いに関する要綱（令和4年豊山町訓令第1号）の規定による。

(会長)

第6条 検討会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

(会議)

第7条 検討会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開催することができない。

3 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 検討会議は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、産業建設部防災拠点推進室において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討会議に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(3) 委員名簿

	所属	役職	氏名
1	岐阜大学 名古屋都市センター特任 アドバイザー	客員教授	加藤 義人
2	名城大学	教授	柄谷 友香
3	豊山町体育協会	会長	坪井 純一
4	豊山町文化協会	会長	安藤 定雄
5	豊山町社会福祉協議会	会長	池山 和徳
6	豊山町子ども会連絡協議会	理事	石川 勝巳
7	豊山町老人クラブ連合会	副会長	安藤 明夫
8	新栄小学校区自主防災会	副会長	河村 千恵
9	豊山町商工会	事務局長	佐藤 正司
10	尾張中央農業協同組合豊場支店	支店長	上田 秀卓
11	西春日井農業協同組合青山支店	支店長	山田 賢治 (～R6.3.31) 山田 麻美 (R6.4.1～)
12	NPO 法人豊山町まちづくりサポーター	理事長	竹内 智恵子
13	公募委員		石黒 靖敏
14	公募委員		井上 春夫
15	公募委員		河村 環
16	愛知県防災安全局 防災危機管理課防災拠点推進室	室長	二村 純司 (～R6.3.31) 黒原 弘治 (R6.4.1～)

(4) スケジュール及び議題

検討会議	スケジュール	議題
第1回	令和5年12月	(1) 会長の選任について (2) 臨空第2公園整備事業について
第2回	令和6年2月	(1) 委員意見の対応方針について (2) 臨空第2公園の検討内容について
第3回	令和6年3月	(1) 臨空第2公園の検討内容について ア 避難所・アリーナの導入機能の検討 イ 賑わい施設の導入機能の検討 ウ 施設配置及び動線の検討 エ 公共施設の整備手法について
第4回	令和6年8月	(1) 臨空第2公園基本計画(案)について

(5) 検討会議における意見の概要

第1回検討会議では、基本コンセプト(案)に基づき、新たに整備するアリーナ、賑わい施設、公園に必要な機能、利活用方法などについて、委員の皆様より意見・要望をいただきました。第1回検討会議であげられた主な意見を以下に示します。

これらの意見に基づき、第2回、第3回の検討会議では、アリーナや賑わい施設、公園に導入することが望ましい機能や設備、施設配置などについて、災害時の利用方法や利便性、費用、類似施設の利用状況などの複数の観点から議論を行いました。第4回検討会議では、第1回から第3回の検討内容を反映した基本計画(案)について議論を行いました。

各検討会議の検討会議資料や議事録は、本町のホームページに公表されています。

対象	第1回検討会議の主な意見・要望
各施設共通	・ 高齢者、障がい者、子どもなどがいつでも愉しく利用できる施設にしてほしい ・ 一日中何かをしていられるような施設にしてほしい ・ 健康維持のためランニング・ウォーキングコースを設置してほしい ・ 想定される防災機能・設備を導入してほしい(非常用コンセント、備蓄倉庫、防災無線、マンホール型防災トイレ、耐震性貯水槽、かまどベンチ、災害救援自動販売機、揚水ポンプの設置、発電設備、ソーラーパネルなど) ・ 各種バスが乗り入れできるバスターミナル、屋根のあるバス停、シェアサイクルを導入・設置してほしい ・ 温浴施設を設置してほしい(運動後に利用できるシャワー室、浴室、スーパー銭湯) など
アリーナ	・ 観覧席を設置してほしい ・ トレーニングルームを設置してほしい ・ 健康増進などの多様なプログラムを導入してほしい ・ 音響の良い設備を導入してほしい など
賑わい施設	・ 地元産品や商工会の会員の商品が購入できるコーナーの設置、マルシェなどの開催してほしい ・ カフェを設置してほしい(オープンテラス型、フードコート、セルフカフェ、テイクアウト可、夜景を見ながらディナーを楽しめるもの など) ・ コンビニを設置してほしい ・ キッチンカーなどが販売できるようなスペースがほしい など

公園・外構 (駐車場など含む)	• 屋根付きの動線、野外イベント空間、あずまやを設置してほしい • 芝生広場、アスレチック、植栽などを設置してほしい • 車中・テント避難、ペット避難などのスペースを確保してほしい • 電気自動車の充電スポットを設置してほしい など
----------------------------	---